



令和5年7月1日以降、関東信越厚生局へ健康保険法による届出と同時に生活保護法による届出も行っている場合は、改めて提出の必要はありません。

※訪問看護ステーションは、関東信越厚生局及び横須賀市へそれぞれ届出をする必要があります。

なお、生活保護法の指定のみ辞退する場合は、横須賀市へ提出してください。

## 注意事項

- 1 この届出書は、横須賀市民生局福祉こども部生活支援課に提出してください。
- 2 この届出書は、業務を廃止・休止・再開したときは速やかに、指定を辞退するときは30日以上予告期間を設けて提出してください。

## 記載要領

- 1 「届出の種類」は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「医療機関コード」は、保険医療機関番号を記載してください。
- 4 「医療機関名称」は、略称等を用いることなく、関東信越厚生局に届け出た正式な名称を記載してください。
- 5 開設者(届出者)が法人の場合は、法人名称、主たる事務所の所在地、電話番号、代表者の役職名・氏名を記載してください。
- 6 開設者(届出者)が個人の場合は、自宅住所、自宅の電話番号、氏名を記載してください。